

島根県社会福祉施設等の整備手続きに関する要綱

(趣 旨)

第1条 市町村及び社会福祉法人等（以下、「市町村及び法人等」という。）が国、県、若しくは財団法人日本船舶振興会及び財団法人中央競馬馬主社会福祉財団並びに財団法人JKA（以下、「民間補助団体」という。）から交付金（国から市町村へ交付されるもの及び市町村から法人等に交付されるものを除く）、補助（負担）金又は助成金を受け、新設、増改築、修繕等の社会福祉施設等の整備（以下、「施設の整備」という。）を行う場合の手續等については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日 島根県規則第32号）その他別に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。ただし、民間補助団体については島根県知事の意見書が必要なものに限るものとする。

(事前協議)

第2条 市町村及び法人等は、前条に定める施設の整備を行おうとするときは、別紙様式「社会福祉施設等整備事前協議書」（以下、「協議書」という。）により、事前に島根県知事に協議しなければならない。

2 前項の協議書は、施設の整備予定年度の前年度の4月末日までに事業担当課に提出するものとする。

なお、石見地域にあつては地域福祉課石見スタッフを経由して提出することができるものとする。

(事前審査)

第3条 事業担当課は、前条により提出された協議書の審査を行い、市町村及び法人等に対し、必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

2 前項の審査は、法令及び関係通知により行うものとする。

(施設整備及び法人認可審査会による審査)

第4条 前条の審査を経た事前協議書等について、別に定める島根県施設整備及び法人認可審査会設置運営要綱に基づく施設整備及び法人認可審査会（以下、「審査会」という。）において審査するものとする。

(関係審議会での意見聴取)

第5条 前条の審査会において審査したものについて、別に定めるところにより、島根県社会福祉審議会、島根県精神保健福祉審議会及び島根県医療審議会のうち関係する審議会の意見を聴取するものとする。

(審査結果の通知)

第6条 事業担当課は、前条の審議会での意見聴取の結果に基づいて事前協議の承認の可否を決定し、市町村及び法人等に対して通知するものとする。

(協議の公表)

第7条 健康福祉部長は、国庫補助等協議を行う施設については、次の事項を公表するものとする。

一 設置主体の名称、事務所の所在地、施設の名称、施設の所在地（予定）、施設種別、定員、規模及び構造並びに事業開始年月日

二 法人設立を伴う場合にあつては、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者の氏名も公表する。

三 設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表する。

第8条 施設整備についての総合的な調整は、地域福祉課において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(様式)

社会福祉施設等整備事前協議書

島根県知事様

(協議者)
住所
協議団体名
職氏名

平成 年度の施設整備について下記のとおり計画したいと思いますので協議します。

1 新設

(単位千円)

施設種別	施設定員	建物 ㎡	建設経費 (含一設備整備、除一用地取得・造成)						
			総事業費	国庫補助負担金等	県補助金	市町村補助金	民間助成金	福祉医療機構借入金	自己資金

2 増改築・修繕・スプリンクラー・消火栓の整備等

(単位千円)

整備種別	施設名	建設経費 (含一設備整備、除一用地取得・造成)						
		総事業費	国庫補助負担金等	県補助金	市町村補助金	民間助成金	福祉医療機構借入金	自己資金

* 国庫補助等対象外経費 (上記1及び2について用地取得・造成が必要な場合)

整備項目 _____
用地取得費 _____ 千円
用地造成費 _____ 千円

記載上の注意

- (1) 新設の施設種別は、特別養護老人ホーム、老人デイ・サービスセンター、身体障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設、児童養護施設等について記載すること。
- (2) 法人が新設施設の整備をしようとするときは、必要に応じて「島根県社会福祉法人設立認

可審査要綱」に基づく手続きを行うこと。

(3) 経費（事業費）欄の補助金等については、国庫補助等基準によること。なお、不明な場合は、記載不要。

市町村における地方債は、借入金欄に計上のこと。

(4) 整備項目毎（上記 1、2 とも）に別紙様式による個別調書を添付すること。

(別紙)

個 別 調 書

施設名 _____

1 整備理由

2 計画概要

- (1) 工事種別
- (2) 規模・構造・延べ床面積 造 m²
- (3) 敷地状況
- (4) 総事業費 千円 (内、国・県等の補助金等 千円)

(内訳)	① 主 体 工 事 費	千円
	② 設 計 監 理 費	千円
	③ 暖 房 工 事 費	千円
	④ 浄 化 槽 工 事 費	千円
	⑤ 昇 降 機 工 事 費	千円
	⑥ スプリンクラー工事費	千円
	⑦ 設 備 整 備 費	千円
	⑧ そ の 他	千円
	(内、用地取得・造成費	千円)

- (5) 財源内訳 (民間助成金については、() 内に具体的に民間補助団体名を記載すること。)

① 国庫補助(負担)金・交付金	千円
② 県 補 助 金	千円
③ 市 町 村 補 助 金	千円
④ 民 間 助 成 金	千円
()	
⑤ 福 祉 医 療 機 構 借 入 金	千円
⑥ 自 己 資 金	千円

(自己資金の内訳)	
民間金融機関からの借入	千円
寄 付 金	千円
移行時積立金等からの充当	千円
その他 ()	千円

3 添付資料 (設計図書、見取図、現況写真等)